

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

## 三重国民年金 事案 900

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月

昭和43年7月21日に会社を退職後、市役所で国民年金の被保険者資格取得を行った。その後、国民年金保険料を納付するよう請求があったので、まとめて納付した。納付した金額や時期などは詳しく覚えていないが、厚生年金保険から継続して国民年金に加入したつもりでいたので、申立期間についても納付しているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人は、昭和43年7月21日にそれまで勤務していた事業所を退職したため、市役所に国民年金の被保険者資格取得手続に出向いたとして、市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録により、申立人が申立期間直後の同年8月から同年12月までの国民年金保険料を44年1月17日に納付していることが確認できることから、申立人は、資格取得手続を同年1月までには行っていると推認でき、その時点で申立期間についても保険料を現年度納付することは可能であった。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間以降、厚生年金保険及び第3号被保険者との切替手続も適切に行っている上、国民年金被保険者台帳及び市の被保険者名簿の記録により、過年度納付、特例納付及び追納等により、未納が生じないよう納付している形跡が確認できることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられるほか、申立期間が短期間であることなどを勘案すると、申立期間についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1198

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から39年8月1日まで

昭和38年10月ごろにA社へ入社が決まり、職業安定所より失業保険法に基づく就職支度金が支給された。同社に入社以来、健康保険、所得税も毎月給料から天引きされていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年11月1日にA社に入社し、40年5月16日に退職するまで、勤務形態、勤務内容に変更はなかったと供述している上、同社に就職する経緯について、前職を退職後、失業保険法に基づく失業手当を受け、公共職業安定所の紹介により同社に入社し、就職支度金を受給した状況の説明は具体的であり、当時の失業保険制度による保険金給付日数から考慮しても信憑性が認められる。

また、当該事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚は「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立期間に被保険者資格を取得した申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に閉鎖し、当時の役員とも連絡が取れないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 28 日から 35 年 1 月 11 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 4 日から 39 年 1 月 31 日まで

社会保険事務所（当時）から、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、私は申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある被保険者期間についてその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が申立期間の間にある被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたこととなっている時期には、既に国民年金の被保険者資格を取得し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立期間に係る事業所において脱退手当金支給記録がある同僚 12 人（申立人を除く。）のうち 11 人について、被保険者名簿又は被保険者原票に「脱」表示が見られる上、残りの一人についても脱退手当金が支払われたことをうかがわせる表示が確認できるが、申立人については、被保険者名簿等に「脱」表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 三重厚生年金 事案 1200

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 32 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 12 月 31 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000 円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 36 年 3 月

昭和 32 年に高校を卒業してから、4 歳年上の兄を頼って B 社で国民年金に加入するまで働きました。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から、申立人が B 社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が申し立てた事業所名では適用事業所として確認できないものの、類似する名称の事業所として、オンライン記録から、C 社、A 社という名称の 2 社が厚生年金保険の適用事業所として存在していたことが確認できる。

さらに、C 社及び A 社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、事業所名称の記載が、A 社と D 社となっているが、双方の名簿に同一の被保険者記録が確認できることから、両社は同一事業所であるものと判断できる（以下、A 社と記載。）。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、整理番号\*番で申立人と生年月日が相違しているが、申立人と同姓同名である者の記録があり、昭和 32 年 7 月 1 日に被保険者資格取得、同年 12 月 31 日資格喪失と記載されている上、同記録は、基礎年金番号に統合されておらず、該当者不明

の記録となっているとともに、申立人の兄と同姓同名の者の記録も確認できる。

その上、当該被保険者名簿には、申立人の供述する複数の同僚の記録が確認でき、その複数の同僚が「勤務していたのは、B社で、申立人とその兄が働いていた。申立期間当時、申立人とその兄以外に同じ姓を名乗っていた者はいなかった。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において、昭和32年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和28年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、32年12月31日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、申立人と同じ同年7月1日に被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、「私は昭和31年4月に入社し、申立人は自分より後に入った。」と供述していることから、同事業所は必ずしも、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間のうち昭和32年4月から同年7月1日までの期間及び同年12月31日から36年3月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1201

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成元年12月は15万円、2年1月から同年8月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から2年9月1日まで

ねんきん定期便に記載された保険料納付額が私の保管している給与明細書に記載された保険料控除額と異なっているため、年金記録の訂正について配慮いただき、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、申立人より提出された給与明細書から、申立人が主張するとおり、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成元年12月は15万円、2年1月から同年8月までは16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主から提出された申立人及び申立人と同時に入社した同僚4人の保険加入履歴には、平成元年12月で標準報酬月額が改定され



た旨の記載があるものの、オンライン記録ではその全員の標準報酬月額の設定がなされていないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1202

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成15年12月19日は12万4,000円、16年12月15日は32万9,000円、17年7月11日は29万6,000円、17年12月16日は30万4,000円、18年7月14日は30万7,000円、18年12月15日は31万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月11日  
④ 平成17年12月16日  
⑤ 平成18年7月14日  
⑥ 平成18年12月15日

A社における賞与支払明細書から、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、ねんきん特別便に標準賞与額が記載されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された賞与明細一覧表から、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間について、当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書及び当該事業所から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 12 万 4,000 円、申立期間②は 32 万 9,000 円、申立期間③は 29 万 6,000 円、申立期間④は 30 万 4,000 円、申立期間⑤は 30 万 7,000 円、申立期間⑥は 31 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重国民年金 事案 901

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から53年8月まで  
20歳になった時に、母親が、市役所の職員から国民年金について聞き、納得して加入した。国民年金保険料については、その職員が毎月集金に来たので、母親が納付していた。申立期間について、両親は納付済みであるのに、私の分が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年9月19日に任意加入により払い出されているが、申立期間についても、申立人は学生であったため国民年金には任意加入となるが、任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時点から遡<sup>そきゆう</sup>及して被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付することはできず、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿共に申立期間は未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、上記国民年金手帳記号番号は、当時、申立人と同様に学生であった申立人の妹と連番で払い出されている上、申立人の妹も申立人と同日に任意加入により被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立人の母親は、昭

和 53 年 9 月に申立人及び申立人の妹の国民年金加入手続を行い、被保険者資格を取得した同年 9 月の国民年金保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 902

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月から同年 8 月まで

申立期間はアルバイトと就職活動をしていた時期であるが、この期間の国民年金保険料は、市から送られてきた納付書で納付した。申立期間以前の転職により生じた国民年金加入期間の保険料は支払っているのに、申立期間のみ未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに保険料の納付時期等についての具体的な記憶も無い。

また、申立期間は厚生年金保険加入期間に挟まれた期間であるが、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間となっている上、平成 12 年 8 月及び 14 年 2 月の 2 回にわたり、申立期間に係る国民年金への加入勧奨が行われていることが確認できることなどを踏まえると、申立期間について、申立人が被保険者資格の取得及び喪失手続を行っていたとは考え難い。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から45年3月まで  
母親が、私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料についても、地元の役員が集金に訪れていたため、納付してくれていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとするその母親も他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年8月に払い出されており、申立人がその母親から受け取ったとする国民年金手帳の発行日も同年8月となっていることから、申立人は、同年8月に国民年金の加入手続きを行ったと考えられるが、その時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、特例納付された形跡も無いほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の上記国民年金手帳記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿をみると、申立人が、昭和45年度分の国民年金保険料を納付日は不明であるものの過年度納付していること、及び昭和46年4月から同年12月までの保険料を同年11月29日に一括納付していることが確認できることから、当該記号番号が払い出されるまでは、これらの期間の保険料は未納であったと考えられる上、同名簿においても申立期間は未納となっている。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 904

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から63年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から63年10月まで  
20歳になったところに、父親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。当時、毎月自宅に金融機関の職員が来ていたので、国民年金保険料の納付書が送られてくると、その職員に保険料を渡していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の父親に聴取しても、加入手続を行った時期等についての記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号がA社会保険事務所（当時）において払い出されたものであることや、当該記号番号における納付状況等から判断して、平成3年3月から同年6月までの間に払い出されたとみられるが、B町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録共に被保険者資格取得年月日は同年3月1日となっており、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間について、申立人は、国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無いとしている上、国民年金保険料の納付についても、申立人は、自身で自宅に来ていた金融機関の職員に必要な保険料額を渡していたとしているが、申立人の母親は、「申立人の保険料は、私たち夫婦の保険料と一緒に支払っていた。」としており、供述に一致しない点がみられるなど、申立期間に係る納付状況等が不明である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわ



せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月  
申立期間は、それまで勤務していた会社から別の会社へ移るまでの期間であるが、自分自身では市役所に行った記憶があるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和53年5月に払い出されたとみられるが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人に聴取しても、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに国民年金保険料の納付方法等の記憶は曖昧である上、申立人は、所持している年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」が昭和47年8月2日となっているとも主張しているが、当該日付は、保険料の納付の有無にかかわらず、被保険者資格を取得した日が記載されたものであることから、申立人が同日から保険料を納付したことを示すものではない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 906 (事案 464 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年2月までの期間、48年2月から50年6月までの期間及び同年11月から55年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から46年2月まで  
② 昭和48年2月から50年6月まで  
③ 昭和50年11月から55年12月まで

申立期間については、年金記録の訂正は必要でない旨の通知を受けたが、申立期間のうち、A市及びB市に居住していた期間については、私の姉が私の国民年金保険料を納付してくれていたことは間違いない。また、申立期間当時は生活も楽で仕事もしていたのに、全額免除期間が282か月もあり、不信感を抱いているので再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の大部分について申立人の国民年金保険料納付を行っていたとするその姉が他界しており、納付状況が不明であること、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出された形跡も無いこと、C市の国民年金被保険者名簿の記録から、申立期間①、②及び③の一部については遡<sup>そきゅう</sup>及して法定免除を受けたものと考えられる上、申立期間③のうち53年8月以降の期間については、その元妻の厚生年金保険加入に伴い未加入期間となったものと考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、自身がA市及びB市に居住していた期間については、その姉が自身の国民年金保険料を納付していたことは間違いなく、保険料の全額免除期間が282か月もあることは不自然であるため再調査してほしいと主張しているが、再度、申立人に聴取しても、申立期間に係る保険料の納付状況について、

新たに具体的な供述を得ることはできなかったことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月20日から同年11月20日まで  
中学校卒業後、計算学校へ入学した後の昭和24年6月中旬に辞め、A社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得日が同年11月20日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、供述を得た同僚の一人は、本人が記憶している入社時期から6か月以上経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当該事業所では必ずしも採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿の資格取得日がオンライン記録の資格取得日と一致している上、厚生年金保険記号番号払出簿の払出年月日が昭和24年11月26日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月10日から同年10月1日まで  
A社（現在は、B社）に昭和29年2月10日に入社し、46年11月1日の退職まで勤務していた。事業所発行の在職期間証明書により継続勤務は確認できるので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び事業所から提出された履歴カードから確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和29年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、同事業所に係る新規適用時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険整理番号\*番から\*番までの被保険者（申立人は\*番）の資格取得日はいずれも29年10月1日となっていることが確認できる。

また、複数の同僚は「A社に入社してから、厚生年金保険に加入するまで数か月の見習期間があった。」旨の供述をしている。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月1日から22年6月1日まで

A社B支店に入社後、C労働組合のD職となったが、同社懲罰委員会から出勤停止命令を受けた。申立期間中が出勤停止期間であったため、その間、給与は支給されなかったが、その後の会社との話し合いの結果、出勤停止命令が解除され、厚生年金保険料については、昭和21年12月分から22年5月分までをさかのぼって納付することで合意していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をさかのぼって納付することで合意していたとしているが、A社及びC労働組合に照会したところ、「確認できる当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についても照会したが、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚は既に他界又は連絡先が判明しないため、同社E支店の被保険者名簿により、申立期間の前後に被保険者資格を取得している複数の同僚のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号\*番（昭和21年12月1日資格取得）から\*番（昭和22年6月21日資

格取得) までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 三重厚生年金 事案 1206

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 2 日から 57 年 2 月 4 日まで  
② 昭和 57 年 2 月 4 日から同年 3 月 31 日まで  
③ 昭和 57 年 4 月 3 日から同年 8 月 1 日まで  
④ 昭和 57 年 9 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

申立期間①、②、③及び④について、A市内の各小学校で臨時講師として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるのに、厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB委員会の履歴証明書によると、申立人はC事務所に臨時的任用の教員として雇用され、申立期間①についてはD小学校、申立期間②についてはE小学校、申立期間③及び④についてはF小学校に臨時的講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、G共済組合H支部に申立人の申立期間①、②、③及び④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「臨時任用された講師、非常勤講師については共済組合に加入することはできず、申立人は、申立期間については臨時的に任用された講師であり、当支部の組合員ではなかったため、申立てどおりの資格取得及び資格喪失した旨の届出を行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」との回答があった。

また、申立人が記憶する同僚二人に照会したところ、そのうちの一人は、「申立人とF小学校で一緒に仕事をしていた。私も臨時講師の期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人が勤務していたC事務所はオンライン記録から、厚生年金

保険の適用事業所となったのは昭和 59 年 5 月 1 日であり、申立期間については、同事務所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1207

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月ごろから31年9月1日まで  
② 昭和31年9月16日から32年11月27日まで

私は、A社に短期契約臨時工として入社したが、長期ストライキに突入し、臨時工は一時休んでほしいと会社からの通告を受け、自宅待機となった。その後、ストライキが終わり当該事業所から採用通知が来たため、3か月の契約を結び、更に3か月の契約更新をしたが、契約期間が経過したため解雇された。その後、採用通知が来たため再入社したが、1年ぐらい勤務した後、解雇された。

申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社において厚生年金保険被保険者であった同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚の一人は、「当時、A社ではストライキがあり、給料も無かったため保険に加入していなかった。」と供述していることから、申立期間当時、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社に照会したところ、「50年前のことであり、現存する資料では申立人の記録は見当たらないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 14 年 2 月まで

A社に入社当初から、月給制で 30 万円から 33 万円程度の給与を支給されていたが、申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額が低額となっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された昭和 63 年分、平成 3 年分から 11 年分及び 13 年分の源泉徴収票によると、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届けられた標準報酬月額よりも高額であることが推認できる。

しかし、当該源泉徴収票及び町から提出された給与支払報告書に記載された社会保険料控除額（以下「徴収票等上の社会保険料控除額」という。）は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料に雇用保険料を加算した額とほぼ等しくなることから判断すると、提出された徴収票等上の社会保険料控除額は申立人の主張を裏付けるものと認めることはできない。

また、現在のA社の親会社であるB社に照会したところ、「A社の平成 14 年 3 月以前の資料は当社には引き継がれておらず、申立人が主張する標準報

酬月額を確認できる賃金台帳等の関連資料は無い。」との回答があり、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。